

令和元年度 山形県登録販売者試験受験案内

1 試験の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年 8 月 28 日 (水) 午前 10 時 30 分から午後 4 時まで
- (2) 場 所 山形国際ホテル (山形県山形市香澄町三丁目 4 番 5 号)
(受験者数により一部会場が変更になることがあります。)

※ 試験開始 30 分前 (午前 10 時) から、注意事項等の説明を行いますのでそれまでに着席してください。

※ 午後からの試験に際しては、午後 1 時 30 分までに着席してください。

2 試験項目、出題数及び配分時間

10 : 30 ~ 12 : 30	<input type="radio"/> 医薬品に共通する特性と基本的な知識 (20 問) <input type="radio"/> 主な医薬品とその作用 (40 問)
14 : 00 ~ 16 : 00	<input type="radio"/> 人体の働きと医薬品 (20 問) <input type="radio"/> 薬事関係法規・制度 (20 問) <input type="radio"/> 医薬品の適正使用・安全対策 (20 問)

3 試験方法及び出題範囲

マークシート方式とし、厚生労働省が定める「試験問題作成の手引き (平成 30 年 3 月)」から出題します。

4 提出書類

- (1) 登録販売者試験願書
- (2) 写真 (願書に貼付)

※ 写真は、願書提出前 6 ヶ月以内に撮影した正面・上半身・無帽の縦 6 c m × 横 4 c m のものを試験願書の所定の位置に貼り付けてください。
(裏面に氏名、生年月日を記載してください。)

5 試験手数料

17,600 円

(注意事項)

- ・ 試験手数料の額に相当する **山形県収入証紙** を登録販売者試験願書に貼付し、消印しないで納付してください (国の収入印紙ではありませんので注意してください。)
- ・ 山形県収入証紙の購入が困難な場合は、郵便為替の同封に代えることができます。
- ・ 受験に関する書類を受理した後は、試験手数料の返還はいたしません。
- ・ 山形県収入証紙売りさばき所については、山形県ホームページで「県証紙」と入力して検索していただくか、健康福祉企画課薬務・感染症対策室あてお問い合わせください。

6 試験願書提出先等

下記により直接又は郵送で提出してください。

- (1) 受付期間：令和元年 5 月 28 日 (火) から令和元年 7 月 2 日 (火) まで
(県庁閉庁日を除く。) の午前 9 時～午後 5 時までとします。

郵送の場合は簡易書留とし、令和元年7月2日（火）の消印まで有効と
します。

- (2) 提出先：山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室（県庁3階）
〒 990-8570 山形市松波二丁目8番1号
TEL 023 (630) 2333

7 受験票

受け付けた願書は、記載事項、県収入証紙貼付の確認を行った後、受験票を受験者に送付します。令和元年8月21日（水）を過ぎても受験票が到着しない場合は、健康福祉企画課薬務・感染症対策室あて連絡してください。

8 合格発表

- (1) 合格発表日時：令和元年10月1日（火）午前10時

- (2) 発表方法及び場所

山形県ホームページ、山形県庁正面玄関東側掲示板及び県内各保健所（最上・置賜・庄内は各総合支庁屋外掲示板）に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者には合格通知書を本人あて送付します。なお、合否に関して電話での問い合わせには応じません。

※システムの都合上、山形県ホームページでの発表は若干遅れる場合があります。あらかじめ御了承ください。

9 試験結果の開示

受験者本人から口頭による開示（簡易開示）請求があった場合、次により本人の試験結果を開示します。

- (1) 開示する項目：総合得点、項目別得点

- (2) 開示請求の受付

受付期間：令和元年10月1日（火）～令和元年10月31日（木）
（県庁閉庁日を除く。）

受付時間：午前10時から午後4時まで

場 所：山形県健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室

- (3) 開示請求に必要な書類

受験票又は受験者本人であることを確認できる書類

10 その他

- (1) 試験会場へお越しの際は、公共の交通機関をご利用ください。
- (2) 原則として遅刻は認めません。やむを得ない事情（交通機関等の遅れ等）により遅刻した場合は、事務局の指示を受けてください。
- (3) **会場内に時計はありません。**また、携帯電話（スマートフォン含む）、PHSを時計として使用することはできません。
- (4) 視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障がいをもつ者で受験を希望する者は、試験願書の提出前に健康福祉企画課薬務・感染症対策室に申し出てください。申し出た者については、受験の際にその障がいの状態に応じて必要な配慮を講じることがあります。